

指宿市公式ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指宿市有料広告等掲載取扱要綱（平成20年指宿市告示第4号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、市公式ホームページに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市公式ホームページのトップページの市が指定した場所とする。

(広告の種類)

第3条 広告の種類はバナー広告とする。

(広告の規格及び枠数、広告料等)

第4条 広告の規格及び枠数、広告料等は、原則として次のとおりとする。

サイズ	縦 60 ピクセル×横 200 ピクセル
画像形式	G I F ・ J P E G形式
容量	150 キロバイト以内
枠数	最大各 10 枠
掲載料	1 枠につき 1 カ月 5,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 広告料は、市長の定める日までに一括前納しなければならない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1箇月を単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とする。ただし、デザイン変更は月1回限りすることができる。

(広告の募集)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の募集は、市公式ホームページ及び広報いぶすき等の広報印刷物で公募することとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、担当部署に直接、郵送又はEメールで申し込むものとする。

(広告の作成)

第8条 広告主は、市が定める日までに、広告案とそのデータを市に提出しなければならない。なお、広告内容等に疑義がある場合、事前に市と協議するものとする。また、市は広告審査会の結果により、広告案に対し修正等を求めることができる。

2 広告原稿とそのデータは、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(広告掲載期間の延長)

第9条 広告掲載期間内に、市の都合により市公式ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(延滞利息)

第10条 広告主の責めに帰すべき理由により、第4条の規定による広告料の支払いが遅れた場合において、市は、未受領金額につき、遅延日数に応じ指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）第56条に定める率で計算した額の遅延利息の支払いを広告主に請求することができる。

ただし、その金額に 100 円未満の端数があるとき、又は、その金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第 11 条 広告主は自己の都合により、市公式ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告料の返還)

第 12 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告料には利子を付さない。

(広告内容の責任)

第 13 条 広告の内容については、その責任のすべてを広告主が負う。

(裁判管轄)

第 14 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、指宿市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 2 月 28 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 20 年 4 月 23 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 21 年 12 月 18 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。